

津島市斎場

管理運営業務仕様書

(施設設備維持管理編)

令和7年7月

津島市市民生活部生活環境課

目 次

1.	火葬炉設備保守点検業務仕様	1
2.	自動扉保守点検業務仕様	3
3.	消防設備保守点検業務仕様	5
4.	浄化槽保守点検等業務仕様	6
5.	自家用電気工作物保安全管理業務仕様	7
6.	空調設備等保守点検業務仕様	13
7.	清掃業務仕様	14
8.	害虫駆除業務仕様	15
9.	排ガス調査業務仕様	16
10.	残骨灰処理業務仕様	17
11.	飲料水等自動販売機仕様	18

1. 火葬炉設備保守点検業務仕様

1) 対象設備

分類	設備内容	設備明細
A	主燃炉	断熱扉及び開閉装置、火炉台車、炉内耐火物、台車シール、その他附属品
B	再燃焼炉	炉内耐火材、その他附属品
C	排気装置	煙道ダクト、排気筒、排風機、冷却送風機
D	燃焼装置	火葬炉バーナ、再燃焼炉バーナ、主燃炉燃焼送風機、再燃焼炉燃焼送風機、オイルポンプ、オイルストレーナ、オイルリリーフバルブ、オイル流量計、オイル減圧弁、高圧エアフレキシブルホース、オイルフレキシブルホース、その他燃焼機器
E	電気制御機器	制御盤（炉制御盤、炉操作盤、共通動力盤、系列動力盤）、再燃焼温度指示調節計、主燃料温度指示調節計、排ガス温度指示調節計、炉圧発信器、共通煙道圧発信器、炎監視装置、オイル流量調節弁、オイル電磁弁、高圧エア電磁弁、各圧力スイッチ、微圧計・圧力計、その他計装機器
F	附属部品	電動棺キャリア台車、操作工具、保守点検工具
G	特殊附帯設備	バグフィルタ、化粧扉、地震感知装置、テレビモニタ装置、オイル地上タンク、中央監視装置、酸素濃度計、高圧エアコンプレッサ、その他機器
H	残灰処理装置・飛灰処理装置	パルスエア（バグフィルタ用）、セントラルクリーナ（飛灰用）（残灰用）、その他附属品

2) 点検

根拠法令	点検種別	点検周期	摘要
任意	定期点検	1年以内に1回	
	臨時点検	必要の都度	
	日常点検	1日1回以上	

3) 業務内容

○火葬炉設備は、別に定める点検項目に従って、定期点検及び保守を行うこと。

なお、指定管理者が定期点検以外に火葬炉設備の全部又は一部について点検

- の必要があると認めたときは、市に協議して、臨時点検を行うものとする。
- 定期点検の実施日は、当該年度の 10 月までの期間において、火葬業務に及ぼす影響の少ない時期を設定すること。
 - 定期点検の実施後 1 月以内に、点検結果報告書を提出するとともに、当該点検結果報告書に基づく定期修繕計画書を作成し、市に提出すること。
 - 定期修繕計画書には、点検を実施した年度の翌年度から 5 年以上を計画期間とする定期に行う機器及び消耗部品の取替、更新等の予定を記載すること。
 - 日常点検は、機能の維持を図るため、通常使用する操作系統等について実施するとともに、定期的に清掃、部材の交換等の通常保守を行うこと。

4) 附帯業務

- 点検の結果、火葬炉設備に不備・異常があることが判明したときは、速やかに、その原因を調査し、とるべき措置を市に報告するものとする。
- 火葬炉設備の機能に異常が生じたときは、直ちに作業員を派遣させ、応急の復旧措置を講じた上で、速やかに市に報告するものとする。
- 火葬炉設備の異常に対してとるべき措置及び異常の回復の方法等について、市に情報を提供するとともに、相談に応ずるものとする。

2. 自動扉保守点検業務仕様

1) 対象設備

設備内容	主な仕様等	備考
自動扉開閉装置	COS-126D	

2) 点検

根拠法令	点検種別	点検周期	摘要
任意	定期点検	半期に1回以上	

3) 業務内容

○自動扉開閉装置について、次に掲げるところにより定期点検及び保守を行うこと。

項目	区分	作業内容（点検項目）
ドア・サッシ部	点検	・ドア本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無 ・自動ドア表示又は警告ラベルの有無 ・ドア本体作動時の異常音の有無 ・無目点検カバーの取付状態の点検 ・安全策又は防護柵の取付状態の点検
	確認	・ドアと無目の隙間が適正であること。 ・全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正であること。 ・ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正であること。
懸架部	点検	・戸車、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷の有無 ・ハンガーレールの取付状態 ・戸車及びストッパーの取付状態
動力部・作動部	点検	・手動開閉の動作確認及び異常音の有無 ・防振ゴムの変形の有無 ・従動プーリーの取付状態
	確認	・エンジンの取付状態 ・ベルト・チェーン・ワイヤーの張り、摩耗及び取付状態
制御装置	点検	・開閉速度及び開放タイマーの時間 ・徐行速度の状態 ・ドア位置検出スイッチの取付状態 ・電源スイッチの作動状態 ・制御装置の取付状態

項目	区分	作業内容（点検項目）
センサー部	点検	・センサー及び補助センサーの取付状態及び作動状態 ・センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無 ・タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態
電気回路	点検	・通常開閉動作及び反転動作 ・電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無
	確認	・絶縁抵抗及び電源電圧の測定結果（その良否）

4) その他

- 機器が常に良好な使用状態を維持できるよう努めるものとする。
- 機器の故障、不具合等が発生した場合、速やかに技術員を派遣し、復旧に努めるものとする。
- 点検の結果、不備が判明したときは、適切な時期までに当該不備を解消するよう措置を講じ、定期報告等において、市に情報共有するものとする。

3. 消防設備保守点検業務仕様

1) 対象設備

区分	設備内容	備考
消火設備	小型粉末消火器	
警報設備	自動火災報知設備	
避難設備	誘導灯及び標識設備	

2) 点検の種別

根拠法令	点検種別	点検周期	摘要
消防法	機器点検	6 月以内に 1 回	
	総合点検	1 年以内に 1 回	

備考

- 1 機器点検のうち 1 回は、総合点検と併せて行うことができる。
- 2 小型粉末消火器、誘導灯及び誘導標識にあつては、総合点検を省略することができる。

3) 業務内容

○消防用設備等の点検要領に基づき、次の設備明細に掲げる消防用設備等について、点検及び保守を行うこと。

○作業完了後は、速やかに、結果報告書を消防機関へ提出すること。

4) 設備明細

設備内容	設備仕様	数量
消火器	小型粉末消火器	8 本
非常警報器具及び設備	非常警報設備	1 台
	常用電源（交流電源）	1 式
	予備電源（蓄電池）	1 式
誘導灯及び標識設備	誘導標識	3 枚

5) その他

○設備の故障、不具合等が発生した場合は、速やかに、作業員を派遣させ、復旧に努めるものとする。

○点検の結果、不備が判明したときは、適切な時期までに当該不備を解消するよう措置を講じ、定期報告等において、市に情報共有するものとする。

4. 浄化槽保守点検等業務仕様

1) 対象設備

区分	設備内容	備考
合併処理浄化槽	嫌気ろ床接触ばっ気方式（20 人槽）	

2) 点検種別

根拠法令	点検種別	点検周期	摘要
浄化槽法	保守点検	4 月に 1 回以上	
	清掃	年に 1 回以上	
	法定検査	年に 1 回以上	11 条検査

3) 業務の内容

- 浄化槽について、装置の稼働状況を調査し、必要な調整、補修、汚泥の状況の確認、消毒剤の補充、清掃時期の判定等の保守点検を行うこと。
- 汚泥等の浄化槽からの引抜き、附属機器等の洗浄等の清掃を行うこと。
- 浄化槽の機能が発揮され、所定の放流水質が維持されていることを外観検査・水質検査・書類検査で確認する法定検査（11 条検査）を受検すること。

4) 業務に関する特記事項

- 保守点検は、愛知県知事の登録を受けた業者に委託すること。
- 清掃は、津島市長の許可を受けた業者に委託すること。
- 法定検査は、愛知県知事が指定した検査機関の行う検査を受検すること。

5) その他

- 機器が常に良好な使用状態を維持できるよう努めるものとする。
- 機器の故障、不具合等が発生した場合、速やかに作業員を派遣させ、復旧に努めるものとする。
- 点検の結果、不備が判明したときは、適切な時期までに当該不備を解消するよう措置を講じ、定期報告等において、市に情報共有するものとする。

5. 自家用電気工作物保安管理業務仕様

1) 対象設備

設備内容	主な仕様	備考
高圧受変電設備	受電電圧 3 相 3 線 6,600V, 60Hz 需要設備容量：180kVA	
非常用自家発電設備	ディーゼルエンジン発電機（日立製作所 QDE-130J） 発電電圧：三相 220V 容量：150kVA	
直流電源設備	全自動サイリスタ整流器 制御弁式蓄電池（GS ユアサ RE40-12） 定格容量：40Ah／10Hr	

2) 点検種別

根拠法令	点検種別	点検周期	摘要
電気事業法	通常点検	1 月に 1 回	
	年次点検	1 年以内に 1 回	
	総合点検	必要の都度	

3) 業務内容

○電気事業法、保安規定、保安業務の細目及び基準等に基づき、電気主任技術者を選任し、又は保安管理業務を委託して、自家用電気工作物の保安管理を行うこと。なお、保安管理業務を委託しない場合は、保安業務の細目及び基準中「受託者」とあるのは、「電気主任技術者」と読み替えるものとする。

○点検の結果、不備（消耗品の交換等を含む。）が判明したときは、適切な時期までに当該不備を解消するよう措置を講ずるとともに、定期報告等において、市に情報共有すること。

○点検結果報告書は、3 年間保存すること。

保安業務の細目及び基準

〔保安業務の内容〕

第 1 条 保安業務の内容は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条の規定により設置者（みなし設置者を含む。以下同じ。）の定める保安規程に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用について設計の審査、並びに点検、測定及び試験を行い、法令で定める技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要

な指示又は助言を行うこと。

- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類又は図面の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、また発生のおそれがある場合には、応急措置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言するほか、必要に応じ特別点検を行うとともに電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (4) 所管官庁が法令に基づいて行う検査に立ち会うこと。
- (5) その他保安規程に定められている事項

2 前項の保安業務のうち別表に定める電気工作物の点検、測定及び試験については、設置者が電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うとともに、その結果を受託者に通知するものとする。この通知に基づき、受託者は、設置者に対して必要な指示又は助言を行うものとする。

〔点検、測定及び試験等〕

第2条 受託者が行う定期点検の回数は、次のとおりとする。

- (1) 通常点検（主として運転中の施設を点検することをいう。）
需要設備につき毎月1回
- (2) 年次点検（主として施設の精密な点検、測定及び試験をすることをいう。）
毎年1回
- (3) 特別点検
必要の都度

〔相互の義務〕

第3条 設置者は、受託者が保安業務の実施にあたり、受託者が指示した事項又は受託者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、又は受託者が助言若しくは指導した事項については、その意見を尊重するものとする。

2 受託者は、保安業務の実施にあたり、設置者と協議決定した事項については、誠実に履行するものとする。

〔相互の協議〕

第4条 設置者は、次に掲げる場合には、事前に受託者と協議するものとする。この場合において、設置者は、受託者の意見を尊重し、受託者は、設置者に協力するものとする。

- (1) 設置者が保安規程を変更しようとする場合
- (2) 設置者が電気工作物の保安業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合
- (3) 設置者が電気工作物の設置又は変更の計画、工事及び竣工検査を行う場合

- (4) 設置者が電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定める場合
- (5) 設置者が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は訓練を行う場合
- (6) その他保安上必要と認められる場合

〔通知義務〕

第5条 設置者は、次に掲げる場合は速やかに、これを受託者に通知するものとする。

- (1) 所管官庁が法令に基づいて検査を行う場合。
- (2) 事業場の名称又は電気の保安に関する組織を変更した場合。
- (3) 契約書第1条各号に掲げる事項を変更した場合。
- (4) 契約書第1条の電気工作物の相続、譲渡等が行われる場合。

2 設置者は、電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに受託者に通知するものとする。

〔電気保安責任者〕

第6条 設置者は、保安規程第8条による電気保安連絡責任者及びその不在の場合の代務者（以下「電気保安責任者」という。）をあらかじめ定めるとともに、この契約の履行に関して受託者との連絡に当てるものとする。この電気保安責任者を定めたときはその氏名を遅滞なく受託者に通知するものとする。

2 設置者は、前項の電気保安責任者に変更があった場合は、遅滞なく受託者に通知するものとする。

3 設置者は、電気保安責任者を受託者の行う保安業務に立ち合わせるものとする。

〔発電所担当者〕

第7条 設置者は、発電所設備を設置する場合には、日常における発電所設備の起動及び停止操作を円滑に行い得る担当者及びその不在の場合の代務者（以下「発電所担当者」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

2 設置者は、前項の発電所担当者を定め又は変更があった場合は、受託者に遅滞なく通知するものとする。

3 設置者は、発電所担当者を受託者との連絡及び受託者の行う保安業務に立ち合わせるものとする。

〔代行者〕

第8条 受託者は、病気その他やむを得ない事由により第1条の保安業務を行うことができない場合には、社団法人中部電気管理技術者協会の会員の中から代行する者（以下「代行者」という。）を選び、その業務を行わせることができるものとする。

2 受託者は、前項の代行者については、あらかじめ設置者に通知するものとする。

〔事業場内の立入等〕

第9条 受託者は、保安業務を行うため、設置者の事業場内に立ち入ることができる。
この場合、受託者は、設置者が従業員等に対して定める服務規律等を尊重するものとする。

〔記録等の保持〕

第10条 受託者は、必要に応じ設置者の記録の状況並びに書類及び図面の保存について、設置者に意見を述べることができる。

2 設置者は、受託者が実施した保安業務の結果の記録等を、設置者の事業場に必要期間保存するものとする。

〔備品等の整備〕

第11条 設置者は、受託者と協議のうえ、設置者の負担において電気工作物の保安業務に必要な備品、材料及び消耗品を整備するものとする。

別表

点検・測定及び試験の一部又は全部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検・測定及び試験
自動火災報知設備、漏電火災警報器、昇降設備のように点検・測定及び試験が法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された機器等のように特殊な専門技術を要するもの	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験（実施可能なものに限り。）以外の点検
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線	常時電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれてあるもの以外のものの点検
密閉防爆機器等のように構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検
高所部分、シールド室内、工事中のトンネル内等の電気設備又は機器など点検困難なもの	現場において容易に点検を実施し得るもの以外の点検

点検・測定及び試験の基準

電 気 工 作 物		点検・測定及び試験項目	通常点検	年次点検	特別点検
受電設備 含配電設備・二次変電設備	引 込 線 電線及び支持物	外 部 一 般 点 検	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 試 験		○	
	遮 断 器 開 閉 器	外 部 一 般 点 検	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 試 験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
		絶 縁 油 酸 化 試 験		随 時	
		絶 縁 油 耐 圧 試 験		随 時	
		内 部 点 検		随 時	
	母線、計器用変成器 断 路 器、避 電 器 電力用コンデンサ	外 部 一 般 点 検	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 試 験		○	
	変 圧 器	外 部 一 般 点 検	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 試 験		○	
		漏 洩 電 流 試 験	○		
		絶 縁 油 酸 化 試 験		随 時	
		絶 縁 油 耐 圧 試 験		随 時	
		内 部 点 検		随 時	
	配電盤及び制御回路	外 部 一 般 点 検	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 試 験		○	
		継電器との連動動作試験		○	
	接 地 装 置	外 部 一 般 点 検	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		接 地 抵 抗 試 験		○	
	蓄 電 池	外 部 一 般 点 検	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		比 重 測 定		随 時	
		液 温 測 定		随 時	
		電 圧 測 定		随 時	

電 気 工 作 物		点検・測定及び試験項目	通常点検	年次点検	特別点検
使 用 場 所	電動機、電気溶接機	外 部 一 般 点 検	○	○	必 要 の 都 度
	電熱器、その他電気	観 察 点 検		○	
	機器類、照明装置	絶 縁 抵 抗 試 験		○	
	配線及び配線器具	接 地 抵 抗 試 験		○	
	接 地 装 置	絶 縁 監 視 装 置		○	
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原 動 機 関 係	外 観 試 験	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		起 動 試 験	○	○	
	発 電 機 関 係	外 観 点 検	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 試 験		○	
		接 地 抵 抗 試 験		○	
	遮断器、開閉器 その他電気機器類	受 電 設 備 と 同 じ			受電設備と同じ

6. 空調設備等保守点検業務仕様

1) 対象設備

設備内容	型式等	数量	備考
パッケージエアコン	業務内容の表のとおり	7 台	稼働休止 3 台を除く。
業務用冷凍庫	業務内容の表のとおり	1 台	

2) 点検種別等

根拠法令	点検種別	点検周期	摘要
—	任意点検	機能維持に必要な都度	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	簡易点検	3 月に 1 回以上	

3) 業務の内容

○空調設備の機能維持のため必要な点検を行い、良好な使用状態を維持し、環境衛生上適正に機能するよう維持管理を行うこと。

○フロン類の漏洩防止措置、未修理でのフロン類の充填禁止、点検等の履歴の保存等を遵守すること。なお、毎年度、市の定める期限までに、冷媒漏洩点検・整備記録簿及び簡易点検チェックシートを提出すること。

設備	型番	定格出力	数量	空調対象施設	備考
パッケージエアコン	RZYP140BB	2.4kW	2 台	待合棟 待合ロビー	東側、西側
	R28CCV	0.75kW	3 台	待合棟 待合室	藤、松、控室
	R28CCV	0.75kW	1 台	待合棟 給湯室	稼働休止
	RYJ140B	3.75kW	1 台	待合棟 待合ロビー	稼働休止
	RA280YV	3.75kW	1 台	待合棟 事務所	稼働休止
	RZRP112BF	1.95kW	2 台	火葬棟 炉前ホール	南側、北側
業務用冷凍庫	不明	不明		火葬棟 炉裏作業場	動物保管用

4) その他

○機器の故障、不具合等が発生した場合は、速やかに、作業員を派遣させ、復旧に努めるものとする。

○点検の結果、不備が判明したときは、適切な時期までに当該不備を解消するよう措置を講じ、定期報告等において、市に情報共有するものとする。

7. 清掃業務仕様

1) 業務の内容

建築物の衛生管理が環境衛生上適正に行われるように維持管理を行うこと。

ア 清掃並びに清掃用機械器具等及び廃棄物の処理施設の維持管理

○施設及び設備について、日常清掃及び2月以内ごとに1回の定期清掃を行うとともに、定期的に清掃の実施状況を点検すること。

○廃棄物の収集、運搬、貯留その他の処理の用に供する設備は、定期的に点検し、必要に応じて、補修、消毒等を行うこと。

イ 除草・剪定

○敷地内の雑草の除草、緑地・池の管理、樹木の剪定等を適宜行うこと。

2) 特記事項

ア 基本事項

○業務に従事した職員は、作業日報を作成し、業務責任者に提出すること。

○日常清掃は、原則として、施設の開場時間内に実施すること。

イ 清掃の実施方法

○日常清掃及び定期清掃に係る作業計画及び作業手順書を作成し、定期の清掃の結果を踏まえて見直しを行うこと。

○作業計画には、施設の用途、建築資材、劣化状況等を考慮した上で、日常清掃及び定期清掃ごとに、対象作業（作業場所、作業内容、作業回数等）、時間（実施日、作業時間及び時間帯）、清掃従事者、作業方法等を記載すること。

○作業手順書には、日常清掃及び定期清掃ごとに、作業対象項目、作業手順、作業内容、作業回数、使用清掃資機材の種類・数量、留意事項、点検方法等を記載すること。

○清掃作業責任者を置き、職員による清掃作業を監督させること。

○清掃作業に使用する洗剤、材料等は、すべて安全かつ良好な品質のものを使用すること。

ウ 廃棄物の処理

○指定管理者業務により生じた廃棄物は、適切に分別を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係規程に基づき、適正に処理すること。なお、資源廃棄物の処理に当たっては、リサイクルに努め、資源の再生化に努めること。

エ その他

○清掃に従事する職員に対し、年1回以上の清掃の研修を受けさせること。

8. 害虫駆除業務仕様

1) 業務の内容

○施設の衛生的な環境を確保するため、ねずみ等（ねずみ、昆虫その他の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物をいう。）の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

2) 生息調査・巡回調査

ア 実施回数・作業日

○調査の回数は、1月につき1回とする。

イ 実施方法

○ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について統一的に調査を行うこと。

○食料を取り扱う区域、排水槽、阻集器及び廃棄物の保管場所の周辺等のねずみ等が発生しやすい箇所における生育状況等を調査すること。

○防鼠防虫網その他の防鼠防虫設備の機能を点検し、必要に応じて補修等を行うこと。

3) 防除作業

○生息調査・巡回調査の結果に基づき、随時、業務計画の見直しを行い、適切かつ効率的な方法により、ねずみ等の防除作業を行うこと。

○ねずみ等の防除は、清掃、施設設備の環境改善等による発生源対策及び侵入対策、トラップ等による捕獲等の物理的な防除を優先し、やむを得ない場合には、殺鼠剤又は殺虫剤による科学的な防除を組み合わせる実施すること。

4) その他

○ねずみ等の防除に殺虫剤等を使用する場合は、愛知県が定める「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」に準じて、殺虫剤等を適正に使用するとともに、施設利用者及び周辺住民に殺虫剤等の使用について周知すること。

○作業の実施日は、会館と調整の上で決定すること。

○業務の履行検査の結果が不十分である場合は、契約の範囲内で検査に合格するまで実施すること。

9. 排ガス調査業務仕様

1) 調査概要

根拠法令	調査種別	調査周期	摘要
火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針(平成12年3月)	任意	1年に1回以上	毎年度9月から翌年12月までの間に実施すること。

2) 業務の内容

○火葬の際に発生する排ガス中のダイオキシン類その他の物質の濃度等を測定すること。試料の採取、物質濃度の測定、測定結果の評価等に当たっては、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」(平成12年3月)に準拠して行うこと。

○試料の採取箇所は、排気筒の煙道測定孔1箇所とする。

○物質の濃度等の測定は、次に定めるところによること。

測定物質	測定項目	測定方法
ダイオキシン類	濃度	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)及びJISK0311によること。
ばいじん	濃度	JISZ8808によること。
硫黄酸化物	濃度、排出量	濃度: JISK0103の7.1に定めるイオンクロマトグラフ法によること。 排出量: 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)によること。
窒素酸化物	濃度	JISK0104の7.3に定めるイオンクロマトグラフ法によること。
塩化水素	濃度	JISK0107の7.1に定めるイオンクロマトグラフ法によること。

○測定結果報告書は、毎年度2月末日までにその写しを市に提出すること。

3) その他

○調査の結果、異常が判明したときは、直ちにその原因を究明し、必要な措置の内容、実施方法等について、市に協議するものとする。

10. 残骨灰処理業務仕様

1) 業務の概要

○斎場における火葬に伴う残骨灰を処理施設において適正に処理し、残骨の埋葬及び供養を行うこと。

○残骨灰は、火葬された個人の尊厳及び斎場利用者の心情を尊重し、丁寧に扱うとともに、関係法令を遵守し、環境衛生上支障のないよう適正に処理すること。

2) 残骨灰の搬出・運搬

○残骨灰は、原則として、月1回の搬出とすること。

○残骨灰の運搬に当たっては、残骨灰であることを表示し、他の運搬物に混入しないようにするとともに、運搬中に飛散・流出しないよう必要な措置を講ずること。

3) 残骨灰処理

○処理した残骨灰について、処分した残灰及び埋葬した残骨の重量を計量し、それぞれ記録すること。

○残骨灰の処理に当たっては、残骨灰に含まれるダイオキシン類等の有害化学物質について、適切に無害化処理等を行うこと。

4) 残灰の処分及び残骨の埋葬・供養

○残灰の処分地及び残骨の埋葬地を確保し、供養を行うこと。

○残骨の埋葬地は、その心情に配慮し、遺族等の参拝ができる場所とすること。

5) 報告等

○毎年度、残骨灰の処理方法、残骨の埋葬地、残灰の処分地、供養の実施予定等を記載した計画書を提出すること。

- ・残骨の埋葬地及び残灰の処分地については、施設の所在地、施設管理者の名称・代表者氏名、連絡先、施設案内図、施設の概要等を記載すること。

○残骨灰の運搬の都度、作業報告書に作業記録写真を添付して、市に提出すること。

- ・作業報告書には、残骨灰の搬出日、搬出量及び運搬者氏名並びに残灰の処分量及び残骨の埋葬量を記載すること。

- ・作業記録写真は、搬出作業、残骨灰の処理・処分・埋葬の工程等を撮影したものとし、撮影日を表記すること。

11. 飲料水等自動販売機仕様

1) 飲料水等自動販売機の設置

○飲料水等自動販売機は、施設利用者等が利用できるように設置すること。

○販売する

2) 自動販売機の要求水準

○ノンフロン対応、ヒートポンプ式省電力タイプ等の環境配慮性能を有する機種とし、設置に支障のない限り、ユニバーサルデザインに対応したものとすること。

○一般に流通する新旧の硬貨及び紙幣が使用できるものとすること。

○機器の設置に当たっては、可能な限り建築物の躯体に負担のかからない設置方法とするとともに、JISB8562（自動販売機一据付基準）等に基づく転倒防止、耐震対策等の措置を講ずること。

3) 飲料水等の販売

○酒類の販売を行わないこと。

○販売する商品は、缶、ペットボトル、紙容器等の密閉式の容器に密封されたものとすること。

○販売商品の欠品及び賞味期限、釣銭等は、適切に管理すること。

4) 維持管理等

○飲料水等の使用済み容器は、環境衛生上良好な施設環境を維持できるように回収するものとし、適切に分別回収を行い、リサイクル処分を行うこと。

○自動販売機に関する苦情、故障、不具合等の問い合わせ及び事故等による損害は、指定管理者において対応するものとし、設置責任者の連絡先を表示すること。

○自動販売機の設置・撤去及び稼働に要する経費は、管理運営経費に含むものとし、適正に経理すること。

○自動販売機の設置に係る売上手数料は、指定管理者が自動販売機設置業者と締結する契約書等に定め、指定管理者の収入として適正に経理すること。市は、必要と認めたときは、当該契約書等の写しの提出を求めることができるものとする。

5) その他

○自動販売機の設置期間は、施設の指定期間とし、指定期間終了後は、原則として、原状回復すること。

